

マイナンバーカードと運転免許証の一体化（マイナ免許証）に関する注意

1 海外で運転等する場合におけるマイナ免許証の扱い

本年3月24日から、マイナ免許証の運用が開始されます。しかし、マイナ免許証はカード券面に運転免許証の情報が表示されないことから、現地官憲で無免許であるとされる可能性があります。ついては、海外で運転等される場合（具体的なケースは以下のとおり）には、従来の日本の運転免許証を取得し、渡航先の国・地域に持参するようにしてください。

・日本の運転免許証に翻訳文を添付して海外で運転する場合（一部の国・地域では、日本の運転免許証に翻訳文を添付することで自動車を運転することができます。）

・国外運転免許証により海外で運転する場合（一部の国・地域では、国外運転免許証のほかに、日本の運転免許証を提示することが求められます。）

・日本の運転免許証から渡航先の国・地域の運転免許証に切り替える場合（マイナ免許証は、切替元となる日本の有効な運転免許証とみなされない可能性があります。）

2 運転免許証抜粋証明の申請

当館では、日本の運転免許証を有していることを証明する運転免許証抜粋証明を発給していますが、申請には従来の日本の運転免許証が必要となります。マイナ免許証による申請は受け付けておりませんので、御注意ください。

【参考】

●リトアニアで運転する場合 ※マイナ免許証は、有効な日本の免許証と認められません。

リトアニア滞在日数が、年間185日以内（複数回の入国であっても、通算して年間185日以内）の方に限り、下記の文書を携行することで、リトアニア国内を運転することが認められています。

携行条件（1と2両方携行のこと）

1. 日本の運転免許証
2. 日本で発行された国際運転免許証

なお、これは、リトアニア年間滞在日数が185日以内の方にのみ適用される特例措置です。

EU加盟国の自動車運転免許証（EU統一書式のもの）をお持ちの方は、その自動車運転免許証による自動車の運転が認められています。

運転免許証に関しましては、[外務省ホームページ](#)もご参照下さい。

【注意】

リトアニア国内で住所登録をしております、年間滞在日数が185日を超える場合について

は、日本の運転免許証からリトアニアの免許証へと切替える必要があります。切替えに際しては、実技試験及び学科試験（リトアニア語、ロシア語、英語から選択）に合格する必要があります。リトアニアの運転免許証に切替える際、日本の免許証はリトアニア側に接收されますので、ご注意ください。手続の詳細につきましては、[REGITRA](#)に直接お問い合わせください。